

離職退去者の利用可能な住戸一覧

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
香川県	香川県	西春日団地	香川県高松市西春日町1407	1	8	3DK	9,900～	次の要件を満たす方 1. 雇用先から解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方又はその同居親族に該当することが客観的に証明される方。 2. 入居者全員が暴力団員でないこと。	・使用期限 原則6か月(場合によっては6か月の延長可能。最長1年。) ・必要書類 (1)行政財産使用許可申請書 (2)入居者名簿 (3)離職退去者であることが客観的に証明できる書類(解雇通知、離職票の写し、寮等退去通知など) (4)入居者の課税所得証明書 (5)入居者の住民票 ・使用料は世帯の所得に応じて設定。 ・敷金、連帯保証人は不要。 ・ペット飼育は禁止。 問合せ先: 香川県住宅課 087-832-3581
	高松市	寺井町団地	香川県高松市寺井町247	1	2	3DK	12,900～	次の要件をすべて備えている方 1. 雇用先から解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされ、住宅に困窮している者。	・使用期限 原則6か月(場合によっては更長可能。ただし、最長1年。) ・提出書類(1)～(8)すべての書類が必要です。 (1)離職退去者市営住宅一時入居申込書 (2)離職退去者市営住宅一時使用許可申請書 (3)住民票 (4)会社を解雇等されたことが明確にできる書類(解雇通知、離職票の写しなど) (5)雇用されていた会社から社員寮などを退去するように求められた書類(退去通知など) (6)収入を証明する書類 (7)誓約書 (8)確約書 ・浴槽・給湯器は設置していないので、入居者が負担。 ・敷金、連帯保証
		すみれ団地	香川県高松市田村町1179	1	1	3DK	15,900～		
		屋島西町新浜団地	香川県高松市屋島西町2279-1	1	1	3DK	22,300～		
		水田団地	香川県高松市東山崎町514	1	1	3K	7,200～		
計					13				

(注)「その他」の欄には必要に応じ問い合わせ先をご記入ください。

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 2: 特公賃
- 3: 公社
- 4: 単独住宅等

※UR都市整備機構については、提供住戸なし。

定期募集等

該当なし